

オープンカウンター方式による見積合わせについて（公示）

次のとおりオープンカウンター方式による見積合わせを行いますので、参加を希望される場合は、本公示内容を熟読の上、見積書を提出してください。

なお、オープンカウンター方式とは、案件をホームページ等に公開し、広く見積書の提出を求め、予定価格の制限の範囲内で最低価格の者と契約を締結する方法です。

令和8年10月27日

分任支出負担行為担当官

山形森林管理署長 山口 孝

1 見積合わせに付する事項

- | | | | |
|-------------|-----------------------|-------------|-----------------|
| (1) 物 件 名 | 第1号 | 令和8年度 | 山形森林管理署庁舎構内除雪作業 |
| | 第2号 | 令和8年度 | 山形森林事務所庁舎構内除雪作業 |
| | 第3号 | 令和8年度 | 村山森林事務所庁舎構内除雪作業 |
| | 第4号 | 令和8年度 | 延沢森林事務所庁舎構内除雪作業 |
| (2) 業 務 内 容 | 契約書（案）別紙 除排雪作業仕様書のとおり | | |
| (3) 履 行 場 所 | 第1号 | 山形森林管理署庁舎構内 | |
| | 第2号 | 山形森林事務所庁舎構内 | |
| | 第3号 | 村山森林事務所庁舎構内 | |
| | 第4号 | 延沢森林事務所庁舎構内 | |
| (4) 履 行 期 間 | 契約締結の翌日から令和9年3月15日まで | | |

2 見積に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という）第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被補佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予決令第71条の規定に該当しないこと。
- (3) 契約担当官等から「物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領」に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 山形県寒河江市、山形市、村山市、尾花沢市において始業開始時刻（8：30）までに庁舎構内の除雪作業を完了できること、および、庁舎の敷地にあわせた除雪機械を準備できること。

3 仕様書等を示す場所

電子調達システム（GEPS）または東北森林管理局ホームページ

仕様書等に関する問い合わせ先：山形森林管理署 総務グループ 経理担当まで
電話 0237-86-3161

4 見積書の提出先

- (1) 原則、電子調達システム（GEPS）を使用して提出願います。
- (2) 紙での提出を希望される場合、以下の住所へ持参および郵送してください。
〒991-0053 山形県寒河江市元町一丁目 17-2
山形森林管理署 総務グループ 経理担当 宛
- (3) データでの提出を希望される場合、以下のアドレスに提出してください。
e-mail アドレス：t_yamagata@maff.go.jp まで PDF ファイルを送付

4 見積書等の提出について

- (1) 見積書は令和8年10月27日（火）から受け付け、令和8年11月13日（金）を提出期限とします。ただし、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に掲げる行政機関の休日を除く午前9時から午後5時までに限ります。
- (2) 見積書の提出は電子調達システムを使用することを原則としますが、紙での持参および郵送、電子メールによる提出も認めます。上記（1）の提出期限までに到達しなかった見積書は無効とします。また、見積書は封筒に入れて密封し、その封皮に「令和8年度 第〇号物件 〇〇庁舎構内除雪作業 見積書在中」と必ず朱書きしてください。
電子メールによる提出の場合は、見積書（及び内訳書）をPDF化し、上記4（3）の e-mail アドレス宛てに送信することとし、送信する際に電子メールの件名に「令和8年度 第〇号物件 〇〇庁舎構内除雪作業 見積書提出」と記載してください。
- (3) 見積書は別添の様式を使用するものとし、記載する金額は消費税及び地方消費税を含まない総価を記載してください。また、内訳書を見積書に添付するものとし、内訳書の各項目に金額を記入の上、各項目の金額を合計した金額が見積書の金額と一致するように提出願います。
- (4) 除雪作業が可能であることを証するため、昨年度の除雪契約実績（任意様式）を提出してください。森林管理署との契約も含めてもらって結構です。

5 見積合わせについて

- (1) 見積合わせは非公開で行い、その結果については、見積書の提出期限以後概ね1～2日（閉庁日除く）中に見積参加者に通知します。
- (2) 契約額の決定に当たっては、見積書に記載された金額に当該金額の消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって契約価格とします。

6 見積書の無効について

東北森林管理局随意契約見積心得第4条のとおりです。

7 契約保証金

免除

8 契約の相手方の決定について

- (1) 有効な見積書を提出した者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格により見積した者を契約の相手方とします。
- (2) 上記(1)において、同価の見積りをした者が2人以上あるときは、当該調達と関係のない職員にくじを引かせて決定します。

9 契約書等作成の要否について

会計法令等の規程に基づき、契約書を作成します。なお、電子調達システム(GEPS)を使用した電子契約は行いません。

10 その他

- (1) 見積書作成に要した費用等は参加者の負担とします。
- (2) 見積りの結果、予定価格の制限に達した見積りがないときは、見積り参加者へ再度見積を依頼し、随意契約の協議を行う事ができるものとします。
- (3) 参加者不在の場合は、別途選定した者へ見積を依頼し、随意契約の協議を行うことができるものとします。
- (4) 契約担当官等の都合により調達を中止する場合があります。

=== お知らせ ===

農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省発注者綱紀保持規程(平成19年農林水産省訓令第22号)が制定されました。この規程に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。

詳しくは、東北森林管理局ホームページ

<https://www.rinya.maff.go.jp/tohoku/apply/publicsale/koukihoji/koukitaisaku.html>

をご覧ください。